

議事要旨(4) 改正実務対応報告「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)(案)」の公表について

はじめに、都委員より、「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)(案)」の見直しに関して公開草案を公表するまでの経緯、コメントへの対応方針、及び本審議の後に議決を行いたい旨の説明があった。次に高橋由彦専門研究員から、公開草案に寄せられたコメントに対する対応案及び表現をより明確にするため文案を公開草案から一部修正した旨の説明があった。このあと、委員からの発言は以下のようなものであった。

- ある委員から、個別帰属額の債務免除に起因する損益の計上区分は、連結納税会社間における負担関係を自主的に調整したものとみることができ、法人税の区分で計上することが適切と考えられるが、公開草案が示している方法にも、一定の合理性が認められるので、これに従ったとしても合理的な会計処理として受け入れられると考えられる。まずは周知徹底し、今後、再度検討が必要なときには、あらためて検討をしてほしい旨の発言があった。

このあと、採決が行われ、その結果、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席委員11名全員の賛成により、改正実務対応報告「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」の公表が承認された。

以 上